

平成28年6月10日

各 位

会社名 夢みつけ隊株式会社  
代表者名 代表取締役 佐々木 ベジ  
(コード2673)  
問合せ先 経理・財務部門 秦 剛浩  
(TEL 03-5369-7831)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月25日に開催された取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第36期定時株主総会での承認を前提として監査等委員会設置会社に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成28年6月29日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下、改正会社法といいます。)が平成27年5月1日に施行されたことにより、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図り、同時に経営の機動性の向上を目指してまいります。

##### (2) 移行の時期

平成28年6月29日に開催を予定している当社第36期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

##### (3) その他

監査等委員会設置会社に移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「役員の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 本社移転のため、定款について所要の見直しを行うものです。
- ② 改正会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、定款について所要の見直しを行うものです。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第一章 総則  (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	第一章 総則  (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

<p>(新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 (省略)</p>	<p>(機関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査等委員会</u> <u>(3)会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行の通り)</p>
<p>第二章 株式</p> <p>第5条～第11条 (省略)</p>	<p>第二章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行の通り)</p>
<p>第三章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (省略)</p>	<p>第三章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行の通り)</p>
<p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置) <u>第18条 当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (省略) ③ (省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は7名以内とする。 <u>②監査等委員である取締役は3名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行の通り) ③ (現行の通り)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了の時までとする。</u></p>

<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって代表取締役1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 (省略)</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (現行の通り)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (現行の通り)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 (現行の通り)</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行の通り)</p> <p>(報酬等)</p>
--	---

<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）  第30条  （省略）  ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員会である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除）  第31条  （省略）  ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>（新設）</p> <p style="text-align: center;"><u>第五章 監査役及び監査役会</u></p> <p>（監査役会の設置）  第31条 <u>当会社は監査役会を置く。</u></p> <p>（監査役の員数）  第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第五章 監査等委員会</u></p> <p>（監査等委員会の招集通知）  第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日から3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u>  ②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>（監査等委員会の決議の方法）  第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>（監査等委員会の議事録）  第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>（監査等委員会規則）  第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>（削除）</p>

(監査役の選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項

<p><u>の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (現行の通り)</p>
<p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第46条～第49条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第40条～第43条 (省略)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日

以上